

佐野市自立支援教育訓練給付金について



＜支給要件＞

- 佐野市に住民票登録のある母子家庭の母または父子家庭の父であって、現に20歳未満の児童を扶養している者
 - 受講する講座が教育訓練給付制度の指定講座であること
 - 雇用保険法の受給資格がない者
 - 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練の受講が適職に就くために必要と認められる者
 - 過去に自立支援教育訓練給付金を受給していない者
 - 母子・父子自立支援員に事前相談し、自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定を受けている者
- ※ 講座指定申請時及び支給申請時に上記の要件を満たしていることが必要です。

＜支給までの手続＞

1 事前相談票の提出

提出書類	自立支援教育訓練給付金事前相談票（様式第1号）
------	-------------------------

2 講座指定申請書の提出

提出書類	自立支援教育訓練給付金対象講座指定申請書（様式第2号）
添付書類	申請者及び児童の戸籍謄本 世帯全員の住民票
	対象講座のチラシ（受講料・日程等が分かるもの）
その他	本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）

※ 1・2を行わず受講を開始した場合は、給付金の支給はできません。

※ 講座の期間に変更があった場合 → 変更申請書の提出が必要です

提出書類	自立支援教育訓練給付金対象講座指定訓練期間変更申請書（様式第4号）
------	-----------------------------------

※ 受給資格を失った場合 → 資格喪失届の提出が必要です

提出書類	自立支援教育訓練給付金受給資格喪失届（様式第6号）
------	---------------------------

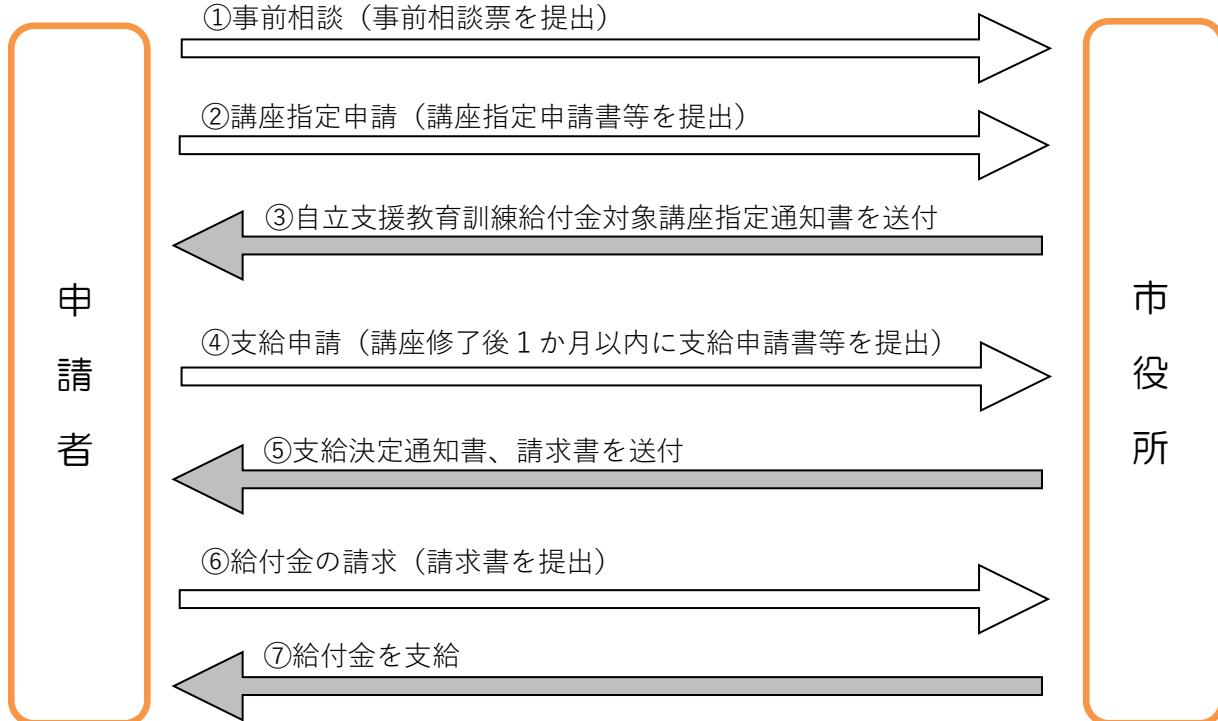
3 支給申請書の提出（講座修了後1か月以内に）

提出書類	自立支援教育訓練給付金支給申請書（様式第7号）
添付書類	修了証明書の写し 受講料の領収書の写し 振込先口座の通帳の写し 【該当者のみ】事業主等から支給された補助金等の額を示した通知 【該当者のみ】教育訓練給付金（一般教育訓練）支給・不支給決定通知書
その他	本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）

4 請求書の提出

提出書類	自立支援教育訓練給付金請求書
------	----------------

＜支給までの流れ＞



＜事業主等から補助金等が支給される場合＞

事業主等から教育訓練に対する補助金等が支給される場合は、教育訓練経費からの補助金等を差し引いた額の6割相当額（上限20万円）を支給します。※事業主等から支給された補助金等の額を示した通知を提出してください。

＜一般教育訓練給付金を受給できる場合＞

教育訓練経費から一般教育訓練給付金の額（受講料の2割相当額（上限10万円））を差し引いた額を支給します。※ハローワークから通知される「教育訓練給付金（一般教育訓練）支給・不支給決定通知書」の写しを提出してください。

＜給付金の計算式＞

① 事業主等からの補助金等：なし 一般教育訓練給付金：なし

$$\text{給付金} = \text{教育訓練経費} \times 60\%$$

② 事業主等からの補助金等：あり 一般教育訓練給付金：なし

$$\text{給付金} = (\text{教育訓練経費} - \text{事業主等からの補助金等}) \times 60\%$$

③ 事業主等からの補助金等：なし 一般教育訓練給付金：あり

$$\text{給付金} = \text{教育訓練経費} \times 60\% - \text{一般教育訓練給付金の額}$$

④ 事業主等からの補助金等：あり 一般教育訓練給付金：あり

$$\text{給付金} = (\text{教育訓練経費} - \text{事業主等からの補助金等}) \times 60\% - \text{一般教育訓練給付金の額}$$

※上限20万円。ただし、その額が1万2千円を超えないときは支給しません。